

# 学校法人会計質疑応答集 (幼稚園 平成28年度改訂版)

- 学校法人会計基準の改正に伴い、知事所轄学校法人については、平成28年度から新たな会計基準が適用となった。
- 埼玉県では、平成27年9月25日付学事第750号通知にて、私立幼稚園設置者に係る財務計算書類標準記載科目の改正等を行ったところである。
- 質疑応答集については、平成26年2月に「平成25年度改訂版」を発行したところであるが、今回の会計基準改正及び標準記載科目変更に対応するため、改訂を行ったものである。

平成29年2月

埼玉県総務部学事課

# 目 次

<b>1 学生生徒等納付金収入</b>	<b>1 ページ</b>
1 <u>入園辞退者に係る入園料(未返還)の処理</u> . . . . .	1
2 <u>学生生徒等納付金の減免対象</u> . . . . .	1
3 <u>園則で減免を規定した場合の取扱い</u> . . . . .	1
4 <u>教職員子弟の入園金等の減免</u> . . . . .	1
5 <u>入園料・保育料の未納</u> . . . . .	2
6 <u>「その他の納付金収入」の「定例的な行事」例</u> . . . . .	2
7 <u>毎年変動する教材費の記載方法</u> . . . . .	2
8 <u>スクールバス維持管理費と園児納付金</u> . . . . .	2
<b>2 寄付金収入</b>	<b>3 ページ</b>
1 <u>収支計算書における寄付金の区分</u> . . . . .	3
2 <u>特別寄付金の会計処理</u> . . . . .	3
3 <u>現物寄付(備品)の会計処理</u> . . . . .	4
4 <u>現物寄付(消耗品)の会計処理</u> . . . . .	4
5 <u>現物寄付(記念樹)の会計処理</u> . . . . .	4
<b>3 補助金収入</b>	<b>5 ページ</b>
1 <u>収支計算書における補助金の区分</u> . . . . .	5
2 <u>園舎廃棄処分に伴う国庫補助金返還</u> . . . . .	5
3 <u>保育料軽減事業補助金の返還</u> . . . . .	5
4 <u>就園奨励費補助金</u> . . . . .	6
5 <u>就園奨励費事務手数料</u> . . . . .	6
<b>4 付随事業・収益事業収入</b>	<b>7 ページ</b>
1 <u>給食費収入の純額表示の可否</u> . . . . .	7
2 <u>預り保育の収入科目</u> . . . . .	7
3 <u>未就園児対象の体操教室の収入科目</u> . . . . .	7
<b>5 その他(収入)</b>	<b>8 ページ</b>
1 <u>園地収用に伴う補償金等の取扱い</u> . . . . .	8
2 <u>国債の収入科目</u> . . . . .	8
3 <u>退職給与引当金の取崩し</u> . . . . .	9
4 <u>祝い金の収入科目</u> . . . . .	9
5 <u>過年度修正の範囲と計上科目</u> . . . . .	9
6 <u>借入金の繰上償還</u> . . . . .	10
7 <u>翌年度入園児の入園料減免の会計処理</u> . . . . .	10
8 <u>入園辞退者の入園料前受金の会計処理</u> . . . . .	11
9 <u>園地収用に係る会計処理</u> . . . . .	11

## 6 人件費支出

12ページ

1 園長手当と事務長手当の併給	12
2 本務教員と兼務教員の区分	12
3 兼務教員と兼務職員の区分	12
4 兼務職員の労働保険料の支出科目	12
5 3月末退職に係る退職金	13
6 退職金財団交付金が園の退職金規程額を上回る場合	13
7 退職金財団の割増掛金(期限後納付)の支出科目	13
8 退職金の上乗支給と引当金	14
9 役員に対する退職慰労金支出の可否	14
10 見なし退職金に係る資金の計上科目	15

## 7 経費支出

16ページ

1 消耗品支出	16
-1 雑誌の購入経費の支出科目	16
-2 持帰り用菓子の支出科目	16
-3 卒園記念品の支出科目	16
-4 コンピュータソフトとその支援サービス購入	17
-5 樹木の支出科目	17
-6 被災園児への学用品等の支給	17
2 旅費交通費支出	17
-1 出張時の駐車料金の支出科目	17
-2 遠足バスの高速道路通行料の支出科目	17
3 修繕費支出	18
-1 園庭の土の入替え	18
-2 園舎のペンキ塗り替え及び床貼り替え	18
4 福利費支出	18
-1 園児の治療代の支出科目	18
-2 役員会及び評議員会の茶菓子代の支出科目	19
-3 職員の会議費の支出科目	19
-4 教職員の慰労会等	19
-5 教育実習生の慰労会費用の支出科目	19
-6 園児傷害保険料の支出科目等	19
-7 未就園児教室の参加児童のための保険料の支出科目	19
5 損害保険料支出	20
-1 理事長が被保険者の生命保険料支出	20
6 賃借料支出	20
-1 複写機の賃貸借契約	20
-2 レンタルモップ使用料の支出科目	20
-3 遠足バスの駐車場借上料	20
7 車両燃料費支出	21
-1 自家用車による出張のガソリン代	21
8 諸会費支出	21
-1 研修会の参加負担金の支出科目	21
9 報酬委託手数料支出	21
-1 教職員の健康診断料の支出科目	21
-2 クリーニング代の支出科目	21
-3 銀行振込手数料等の支出科目	22

-4	園外施設での水泳教室に係る会計処理	22
-5	プール浄化槽維持費の支出科目	22
-6	派遣職員(運転手)の報酬支払い	22
<b>10</b>	<b>渉外費支出</b>	22
-1	園舎建築に係る経費の支出科目	22
-2	父母会役員会の茶菓子代の支出科目	23
<b>11</b>	<b>給食費支出</b>	23
-1	麦茶代の支出科目	23
<b>12</b>	<b>行事費支出</b>	23
-1	バス遠足のチップの支出科目	23
<b>13</b>	<b>雑費支出</b>	23
-1	盗難金の園負担	23
-2	延滞金・NHK放送受信料	23
-3	学園葬	24
<b>14</b>	<b>過年度修正</b> → 5-5参照	24

## **8 その他(支出) 25ページ**

<b>1</b>	<b><u>園舎建築時の地鎮祭費用の支出科目</u></b>	25
<b>2</b>	<b><u>旧園舎の解体費用</u></b>	25
<b>3</b>	<b><u>改築工事の支出科目</u></b>	25
<b>4</b>	<b><u>園舎の改築に要する経費</u></b>	25
<b>5</b>	<b><u>園舎壁画の会計処理</u></b>	26
<b>6</b>	<b><u>火災報知システムの支出科目</u></b>	26
<b>7</b>	<b><u>水道及び下水道負担金の取扱い</u></b>	26
<b>8</b>	<b><u>高価な絵画の購入</u></b>	26
<b>9</b>	<b><u>自動車リサイクル料金の会計処理</u></b>	27
<b>10</b>	<b><u>購入価格より安く土地を処分する場合</u></b>	28
<b>11</b>	<b><u>有価証券の評価換え</u></b>	29
<b>12</b>	<b><u>徴収不能の保育料の表示</u></b>	30
<b>13</b>	<b><u>予備費の設定基準</u></b>	30
<b>14</b>	<b><u>周年行事費用</u></b>	30
<b>15</b>	<b><u>新入園児教材費の前年度支出</u></b>	31

## **9 固定資産 32ページ**

<b>1</b>	<b><u>期中取得した資産の減価償却</u></b>	32
<b>2</b>	<b><u>施設利用権の減価償却</u></b>	32
<b>3</b>	<b><u>市道用地に園地一部を無償提供</u></b>	33
<b>4</b>	<b><u>全額自己資金の園舎建築と事業活動支出超過</u></b>	33
<b>5</b>	<b><u>園舎建替えの会計処理</u></b>	34
<b>6</b>	<b><u>耐震改修のための支出を資産計上した場合の耐用年数</u></b>	35
<b>7</b>	<b><u>固定資産(機器備品)と消耗品の区分</u></b>	35
<b>8</b>	<b><u>備品のグループ償却</u></b>	36
<b>9</b>	<b><u>ブロンズ像の減価償却</u></b>	36
<b>10</b>	<b><u>用品(園服)売れ残りの処理</u></b>	36
<b>11</b>	<b><u>車両の更新</u></b>	37
<b>12</b>	<b><u>備忘価額</u></b>	37
<b>13</b>	<b><u>図書を除却</u></b>	38
<b>14</b>	<b><u>建設仮勘定(建物)の会計処理</u></b>	38

<b>10</b>	<b><u>その他の資産</u></b>	<b>39</b>	<b>ページ</b>
1	<u>資産運用の留意点</u>	39	
2	<u>有価証券の処分</u>	39	
3	<u>退職給与引当金の取扱い</u>	40	
4	<u>退職給与引当金の戻入れ</u>	40	
5	<u>施設設備引当特定資産と第2号基本金</u>	40	
<b>11</b>	<b><u>基本金</u></b>	<b>41</b>	<b>ページ</b>
1	<u>施設利用権の処分と基本金</u>	41	
2	<u>事業活動収入を上回る基本金組入れ</u>	41	
3	<u>計画中止と第2号基本金の取崩し</u>	41	
4	<u>取得額が除却額を下回る車両更新の基本金組入れ</u>	42	
5	<u>机・椅子のリースと基本金</u>	42	
6	<u>基本金の過年度修正</u>	42	
7	<u>基本金の組入れと取崩し</u>	43	
<b>12</b>	<b><u>負債</u></b>	<b>44</b>	<b>ページ</b>
1	<u>借入金の返済免除</u>	44	
2	<u>変動金利による長期借入金</u>	44	
3	<u>借入金明細表の記入</u>	44	
<b>13</b>	<b><u>その他</u></b>	<b>45</b>	<b>ページ</b>
1	<u>債務超過になった場合の資産総額の変更登記</u>	45	
2	<u>監査事項の対象等</u>	45	
3	<u>公認会計士による監査報告書の作成時期</u>	45	
4	<u>監査報告書の割り印</u>	46	
5	<u>貸借対照表における注記事項</u>	46	
6	<u>第4号基本金についての注記</u>	47	
7	<u>財務計算書類の保管年限について</u>	47	
8	<u>予備費の表示</u>	48	
9	<u>財産目録の基本財産の範囲</u>	48	
10	<u>補正予算書の作成</u>	49	
11	<u>補正予算書の送付時期</u>	49	
12	<u>3月31日が銀行休業日の借入金処理</u>	49	

## 1 学生生徒等納付金収入

### 【入園料】

#### 1-1 入園辞退者に係る入園料(未返還)の処理

Q 入園辞退者に入園料を返還しない場合、「入園料収入」とするのか「雑収入」に振り替えるのか。

A 学生生徒等納付金収入の「入園料収入」とすること。

### 【減 免】

#### 1-2 学生生徒等納付金の減免対象

Q 標準記載科目の備考1「学生生徒等納付金の減免態様による標準記載科目」の表頭に「入園金の減免」「保育料等の減免」とあるが、「等」とは何か。

A 学生生徒等納付金のうち、減免に関する規程に規定する入園金以外のすべてである(施設設備費、冷暖房費、教材費など)。

#### 1-3 園則で減免を規定した場合の取扱い

Q 入園料や保育料の減免を園則で定めている場合、会計処理上、入園料、保育料は純額で表示(奨学費支出等を行わない:「減免」という概念が発生しない。)という考え方でよいか。

A 園則で減免を定めている場合は、純額表示とすること。  
なお、園則とは別に減免規程で定めている場合は、休園の場合を除き総額表示(奨学費支出又は人件費支出あり)とすること。(休園の場合は純額表示とする。)

#### 1-4 教職員子弟の入園金等の減免

Q 教職員の子弟に対する入園金等の減免は「人件費支出」とあるが、人件費支出内訳表では、どの細分科目になるのか。

A あらかじめ定められた給与体系の基本となる給与ではないので、「その他の手当」とすること。

<参 考>

教職員の子弟に対して減免が行われる場合には、給与への追加としての性格を有すると考えられるので人件費支出とすることが妥当である。また、この支出は、あらかじめ定められた給与体系の基本となる給与ではないので、人件費支出内訳表では『その他の手当』に計上することになる。

## 1-5 入園料・保育料の未納

Q 4月に入園し1か月ほど通園していた4歳児が、その後来園しなくなり7月に退園手続きをした。その間、入園料及び保育料が未納であった。どのように会計処理したらよいか(減免規程には規定されていない)。

A ① 資金収支調整勘定の「期末未収入金」に計上すること。  
なお、園則等で「1か月以上の休園において、予め園長が必要と認めた場合保育料を免除する」などと規定している場合は、事前に減免が認められていれば保育料収入に計上されない。したがって、期末未収入金も発生しない。

② 翌年度も徴収できない場合(※)には「徴収不能額」に計上処理すること。  
(※ その後、徴収できた場合は、雑収入の「その他の雑収入」で受け入れること。)

### 【その他の納付金】

## 1-6 「その他の納付金収入」の「定期的な行事」例

Q 標準記載科目(平成27年9月25日学事第750号通知)の「その他の納付金収入」の説明にある「定期的な行事」は、特別活動と重複するように思われるが、具体例は何か。

A 定期的な行事のため一律に徴収されるものであり、「運動会、学芸会等」が該当する。なお、「学生生徒等納付金」は、園則で金額を定める必要があることに留意すること。

## 1-7 毎年変動する教材費の記載方法

Q 教材費(絵本代)は毎年、本を変更するので異なるし、年長、年中、年少によっても異なる。  
この場合、園則及び募集要綱(入園案内)には、どのように記載するのか。

A 次のとおり記載すること。

① 園則-----教材費・・実費  
② 募集要綱---教材費・・実費を徴収する。  
(ただし、前年度は年長××円、年中××円、年少××円)

## 1-8 スクールバス維持管理費と園児納付金

Q スクールバス運行維持のための費用を施設設備費として徴収する旨、園則で定めているが、徒歩通園している園児の取扱いはどうするべきか。

A スクールバスを利用しない園児については、教育サービス(ここではスクールバスの利用)を受けていないのであるから、休園児の保育料同様、園則等で当該施設設備費を徴収しない旨定めておき、スクールバス運行維持に係る施設設備費を徴収しないことが考えられる。

## 2 寄付金収入

### 【寄付金の区分】

#### 2-1 収支計算書における寄付金の区分

Q 資金収支計算書と事業活動収支計算書では、寄付金の区分が異なっている。どのように区分するのか。

A ○資金収支計算書

「特別寄付金収入」：寄付者が用途を指定した寄付金。

「一般寄付金収入」：寄付者が用途を指定しない寄付金。

（「現物寄付」は資金の出入りを伴わないので、事業活動収支にのみ計上し、資金収支には計上しない。）

○事業活動収支計算書

寄付者の意思が「施設設備の拡充等のため」と明確な場合のみ「特別収支」の「施設設備寄付金」に計上し、それ以外の寄付金は「教育活動収支」の「特別寄付金」又は「一般寄付金」として計上する。寄付者の意思が明確でない場合は「教育活動収支」の「一般寄付金」に計上する。

なお、「現物寄付」については、施設設備の受贈は「特別収支」に計上し、施設設備以外（固定資産に計上しない機器備品を含む）の受贈は「教育活動収支」に計上する。

### 【特別寄付金】

#### 2-2 特別寄付金の会計処理

Q 母の会から門のネーム板の費用に充ててほしいと、85,000円の寄付を受けたが、寄付に係る書類としては何が必要か。また、園の50,000円を加えて翌年度にネーム板を設置予定だが、この支出科目は何か。

A 母の会から学校法人あてに、何のためにいくら寄付するという趣旨の寄付申込書が必要である。

また、寄付金は、当該年度に資金収支は「特別寄付金収入」、事業活動収支は特別収支の「施設設備寄付金」に計上し、プレート製作費等は、翌年度に「構築物支出（若しくは機器備品支出）」（又は「報酬委託手数料支出」）で支出する。

## 【現物寄付】

### 2-3 現物寄付(備品)の会計処理

Q 和太鼓(60万円相当)の寄付を受けたが、どのように会計処理するのか。

A 資金の動きを伴わないので、事業活動収支のみ次のとおり仕訳する。  
施設設備の寄贈のため「特別収支」に計上する。

借 方		貸 方	
機器備品	600,000	(特別収支) 現物寄付	600,000

### 2-4 現物寄付(消耗品)の会計処理

Q 卒園記念として父母の会から現物寄付を受けたが、固定資産にするにはあまりにも少額なので消耗品扱いとしたい。財務計算書に一切計上しなくてもよいか。

A 資金収支には表示されないが、事業活動収入で教育活動収支の寄付金の「現物寄付」とし、事業活動支出で経費の「消耗品費」とすること。

### 2-5 現物寄付(記念樹)の会計処理

Q 記念樹の寄付を受けた場合、会計処理はどのようにするのか。  
また、その評価額を基本金に組み入れるべきか。

A 樹木評価額が経理規程で定める金額を超え、かつ個別管理すべき場合は構築物として基本金に組み入れる。 【Q7-1-5(樹木の支出科目)】参照

### 3 補助金収入

#### 【補助金の区分】

#### 3-1 収支計算書における補助金の区分

Q 資金収支計算書と事業活動収支計算書では、補助金の区分が異なっている。どのように区分するのか。

A ○資金収支計算書

交付決定者名で区分する（「国庫補助金収入」「埼玉県補助金収入」「市町村補助金収入」等）。

○事業活動収支計算書

補助金交付の根拠法令、交付要綱等の趣旨から判断して、「施設設備の拡充等のため」という目的が明確な補助金収入のみ「特別収支」の「施設設備補助金」に計上し、それ以外の補助金は「教育活動収支」の「経常費等補助金」に計上する。

（特別収支の施設設備補助金に区分する補助金の例）

私立学校耐震事業費補助金、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金、私立学校振興資金融資貸付金利子補助金（利子補給の補助金だが、園舎の建設等施設の充実を図る目的で補助されるため）

#### 【国庫補助金】

#### 3-2 園舎廃棄処分に伴う国庫補助金返還

Q 文部科学省の施設整備費補助金を受けた園舎を廃棄処分し、耐用年数の残存期間に応じて当該国庫補助金を返還した。この場合の科目は何か。

A 経費支出の「雑費支出」とし、その旨を注記すること。

#### 【埼玉県補助金】

#### 3-3 保育料軽減事業補助金の返還

Q 保育料軽減事業補助金に不用額が生じたため、翌年度に返還を行った。どの科目で処理したらよいか。

A 学校法人の補助金を受けた年度の決算に間に合う場合は、確定額を保育料軽減事業補助金とし、間に合わない場合は、翌年度の支出として扱い経費支出の「雑費支出」とする。（補助金額は一旦確定し収受しているため、「過年度修正」には該当しない。）

## 【市町村補助金】

### 3-4 就園奨励費補助金

Q 市町村からの就園奨励費補助金は、どのように処理するのか。

A 市町村から幼稚園に交付される就園奨励費補助金を「預り金受入収入」とし、保護者に配布する就園奨励費補助金を「預り金支払支出」とすること。

### 3-5 就園奨励費事務手数料

Q 市町村から就園奨励費補助金とともに、手数料等の交付を受けているが、この収入科目は何か。

A 資金収支は補助金収入の「市町村補助金収入」、事業活動収支は教育活動収支、経常費等補助金の「市町村補助金」とすること。

## 4 付随事業・収益事業収入

### 【給食費収入】

#### 4-1 給食費収入の純額表示の可否

Q 「その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもって表示することができる。」とあるが、補助活動に係る収入は、純額での表示で構わないか。

A 総額表示とされたい。

### 【その他の補助活動収入】

#### 4-2 預り保育の収入科目

Q 預り保育の収入科目は、何にしたらよいのか。

A 預り保育は、希望者に対してのみ園児を時間外保育するものであるから、補助活動収入の「その他の補助活動収入」とすること。

#### 4-3 未就園児対象の体操教室の収入科目

Q 園児の保護者等からの依頼で、保育時間中に空き教室及び園庭の一部を利用し、未就園児を対象に体操教室を月2回、無料で開催してきた。今後、実費程度(月1,500円)を徴収したいが、収入科目は何か。

A 補助活動収入の「その他の補助活動収入」とすること。  
なお、幼稚園の父母及び関係者等に園児対象の活動と誤解されることのないように実施すること。



## 【雑収入】

### 5-3 退職給与引当金の取崩し

Q 当園では、従来、教職員の退職金について退職金規程に基づき退職給与引当金を設定し、退職金財団からの給付額に加算支給してきた。しかし、園児数の減少に伴い、今後この上乗せは困難となったため、止めることとした。この場合の退職給与引当金の取崩しは、事業活動収支計算書で「雑収入」に計上すればよいのか。

A 本県の「標準記載科目」の中で処理するため、事業活動収支計算書では、雑収入の「その他の雑収入」に計上すること。  
なお、退職給与引当金に対応する退職給与引当特定資産を設けている場合には、資金収支計算書では、「その他の収入」の「退職給与引当特定資産取崩収入」とすること。

### 5-4 祝い金の収入科目

Q 運動会等の行事の際に、招待者からいただいた祝金の収入科目は何か。

A 雑収入の「その他の雑収入」とすること。なお、金額が多額の場合は「寄付金」と解される場合があることに注意すること。  
また、祝金を支出する場合は、経費支出の「渉外費支出」とすること。

## 【過年度修正】

### 5-5 過年度修正の範囲と計上科目

Q 過年度修正額として計上されるものはどのようなものか。また、計上科目は何か。

A ○過年度修正については、今回の会計基準改正に伴い定義された。  
資金収支を伴うものと伴わないものがある。例示すると、  
(資金収支を伴うもの)  
・過年度の給与や退職金の誤りを当年度に精算した場合  
・過年度に未払金として計上すべきであった経費を当年度に支払った場合  
(資金収支を伴わないもの)  
・過年度の減価償却額の修正  
・退職給与引当金(繰入額)等の計算誤りを当年度に修正した場合  
○計上科目  
(資金収支計算書)  
収入：雑収入 過年度修正収入  
支出：経費 過年度修正支出  
(事業活動収支計算書)  
収入：特別収支 その他の特別収入 過年度修正額  
支出：特別収支 その他の特別支出 過年度修正額

## 【借入金収入】

### 5-6 借入金の繰上償還

Q 園舎建設に係る借入金(残高500万円)を繰上償還したいが、会計処理は、どうすればよいか。

A 次の点に留意して処理すること。

- ① 資金収支計算書の「借入金返済支出」に計上すること。
- ② 貸借対照表の「長期借入金」を減少させること(「短期借入金」に計上されている分は「短期借入金」を減少させる。)
- ③ 借入金明細表の摘要欄に「〇年〇月〇日繰上償還」と記載しておくこと。
- ④ 基本金に未組入額があるときは、基本金明細表の組入高に組入れておくこと。

## 【前受金収入】

### 5-7 翌年度入園児の入園料減免の会計処理

Q 減免対象となる園児の入園料について、前受金処理はどうするのか。  
例：入園料 50,000円 このうち10,000円を減免

A 次のとおり処理すること。

○ 入金時点

借 方		貸 方	
現金預金	40,000	入園料前受金収入	40,000

○ 4月1日

借 方		貸 方	
前期末入園料前受金	40,000	入園料収入	50,000
奨学費支出	10,000		

### 5-8 入園辞退者の入園料前受金の会計処理

Q 11月に入園手続及び入園料(50,000円)の前受けをした園児が、2月に入園を辞退し、入園料の一部(20,000円)を返金した。  
この場合の会計処理はどうするのか。

A 次のとおり処理すること。

○ 年度内

借 方		貸 方	
現金預金	50,000	入園料前受金収入	50,000
入園料前受金収入	20,000	現金預金	20,000

○ 翌年度

借 方		貸 方	
前期末入園料前受金	30,000	入園料収入	30,000

### 5-9 園地収用に係る会計処理

Q 県道拡幅のため、園地が収用されることになった。学園と県の契約は、前払金が7割で、残り3割は土地の引渡し時(登記時)に支払われる。すでに7割の土地代金を受け取り、残金は翌年度になる。

- ① 収入科目は、どうなるか。
- ② 本件処理について注記等をした方がよいか。
- ③ 新たに園地を購入して園舎を建てなければならないが、園地として使用前でも購入時点で基本金に組み入れてよいか。

A ① 収用された園地の所有権は引き渡し時に移転するので、年度内に受領した7割分については「前受金」に計上すること。また、引き渡しの完了時(登記時)に「施設設備売却収入」を計上し、残金(3割分)は「未収入金」に計上すること。

(※)

- ② 引き渡しを完了した年度の財務計算書に注記すること。
- ③ 収用された園地の価額との差額を購入時に基本金に組み入れること。

※ 収用された土地の代金を100,000とした場合の仕訳

○ 年度内

借 方		貸 方	
現金預金	70,000	前受金収入	70,000

○ 翌年度

借 方		貸 方	
前期末前受金	70,000	施設設備売却収入	100,000
未収入金	30,000		

## 6 人件費支出

### 【本俸・手当】

#### 6-1 園長手当と事務長手当の併給

Q 園長が来年度から事務長を兼務することになる。給与規程に定められている園長手当と事務長手当の両方を支給できるか。

A 両方の手当を支給することは適当でない。上位職の手当のみを支給すべきである。

### 【本務と兼務】

#### 6-2 本務教員と兼務教員の区分

Q 1日6時間勤務で、かつ私学共済加入者は、本務教員(職員)として取り扱えるか。

A 人件費内訳表の「本務教員」は、「週5日以上、常時(原則1日8時間の正規雇用)勤務している者の人件費である。

なお、私学共済加入の有無は、「本務」「兼務」の区分には関係しない。  
<参考>

私学共済は、通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね4分の3以上である教職員等については、原則として加入者として取り扱う。

#### 6-3 兼務教員と兼務職員の区分

Q 同じ人物(教員資格有)が、パートとして保育とバス添乗の両方を行う。バス添乗の方が多いが、バス添乗のない月は保育だけとなる。人件費支出内訳表の兼務教員と兼務職員のどちらに計上するのか。

A 年間の合計で、従事する割合の高い方に一括して計上すること。  
(1人を教員と職員に分けて計上することはしない。)

### 【所定福利費】

#### 6-4 兼務職員の労働保険料の支出科目

Q 兼務職員の労働保険料は、どの支出科目に計上するのか。

A 人件費支出内訳表の「職員人件費支出」の「兼務職員」に計上すること。

<参考>

財務計算書の人件費支出内訳表では、本務教(職)員に係る人件費は、本俸、期末手当、その他の手当及び所定福利費に細分して計上するが、兼務教(職)員に係る人件費はこのような区分をしない。(学校法人会計基準第3号様式に細分科目がないため。)

【退職金支出】

6-5 3月末退職に係る退職金

Q 教職員が3月31日に退職して、退職金の支払が翌年度になる場合、未払金を計上することとなるが相手科目は何か。  
また、退職金財団からの交付金の相手科目は何か。

A 次のとおり会計処理すること。

○当該年度

借 方		貸 方	
期末未収入金	×××	退職金財団資金収入	×××
退職金支出	×××	期末未払金	×××

○翌年度

借 方		貸 方	
現金預金	×××	前期末未収入金収入	×××
前期末未払金支払支出	×××	現金預金	×××

6-6 退職金財団交付金が園の退職金規程額を上回る場合

Q 退職金財団交付金が園の退職金規程で規定する額を上回る場合、その差額はどのように処理したらよいか。

A 退職金財団から交付された額を支給するとともに、園の退職金規程を早急に改正し、当該退職者の退職時に遡及適用できるよう理事会で議決すること。

<参 考>

- ① 退職金財団規約第8条第5項は、「幼稚園が支給する退職手当の額は、財団から給付した退職手当資金の額を下回ってはならない」と規定している。
- ② 公認会計士協会の学校会計委員会報告第19号(昭和50年5月7日)においても同様のことを明示している。

「学校法人の退職金規程によって計算された要支給額に比して上記の交付金の額が多い場合には、当該交付金の全額を教職員に対し支給しなければならないことに留意する必要がある(各退職金団体の定款又は寄附行為の定めるところによる)。」

6-7 退職金財団の割増掛金(期限後納付)の支出科目

Q 退職金財団の規約第19条に基づく割増金(※)は、通常の掛金と同様に「人件費」として処理してよいか。

※ 掛金を納付期限後に納付する場合は一定額の割増金を支払う。

A 通常の掛金と同様に「人件費(所定福利費)」として処理する。

#### 6-8 退職金の上乗支給と引当金

Q 幼稚園の退職金規程に、特別な功績があった教職員に対する上乗支給の規定がある場合、退職給与引当金に算入すべきか。

A 上乗支給されるかどうか、上乗せされるとしてもいくらになるかが実際に退職する時にならないと分からないため、算入する必要はない。

#### 6-9 役員に対する退職慰労金支出の可否

Q 役員の退職慰労金の支出、退職慰労金引当金の計上は認められるか。また、認められる場合の要件についてどう考えるべきか。

A 寄附行為に「役員の地位のみに対する報酬は支給しない」と規定している以上、原則は退職慰労金の支給もできない。また、地位に対してではなく、たとえば、在職中理事会の出席に対し報酬を払っていたとしても、退職時に慰労金を支給してよいことにはならない。

6-10 見なし退職金に係る資金の計上科目

Q 退職金財団から「見なし退職金」が支払われた。この資金は「預り金」として保有しておくことになるか。

A 退職金財団から交付された「見なし退職金」は、仮に退職者に支払わないこととなった場合においても返還を求められないため、「雑収入」の「退職金財団資金収入」で収入する。

その上で、当該資金を「貸借対照表」の「退職給与引当特定資産」及び「退職給与引当金」に計上する。

見なし退職金に係る仕訳は次のとおり。

① 見なし退職金1,000千円が退職金財団から支払われることとなる年度末

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
期末未収入金	1,000,000	退職金財団資金収入	1,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
未収入金	1,000,000	退職金財団資金収入	1,000,000
退職給与引当金繰入額	1,000,000	退職給与引当金	1,000,000

② 見なし退職金が退職金財団から入金されたとき

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	1,000,000	前期末未収入金収入	1,000,000
退職給与引当特定資産繰入支出	1,000,000	現金預金	1,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	1,000,000	未収入金	1,000,000
退職給与引当特定資産	1,000,000	現金預金	1,000,000

③ 対象者が退職したので、見なし退職金1,000千円を支払ったとき

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	1,000,000	退職給与引当特定資産取崩収入	1,000,000
退職金支出	1,000,000	現金預金	1,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
退職金	1,000,000	退職給与引当特定資産	1,000,000
退職給与引当金	1,000,000	退職金	1,000,000

## 7 経費支出

### 【消耗品支出】

#### 7-1-1 雑誌の購入経費の支出科目

Q 保育に関する雑誌の購入経費の支出科目は何か。

A 経費支出の「消耗品費支出」とすること。

<参考>【雑誌等と図書の違い】

「図書支出」とは、出版物（CD、DVDを含む。）のうち、1年以上にわたって使用・保存するものの支出をいう。「図書支出」に該当しない雑誌、新聞購読料などは「消耗品費支出」とする。また、加除式の書籍の加除分についても「消耗品費支出」とする。

#### 7-1-2 持帰り用菓子の支出科目

Q 卒園式、入園式に持帰り用のお菓子を購入したが、この支出科目は何か。

A 園行事における賞品等と同様に、経費支出の「消耗品費支出」とすること。

#### 7-1-3 卒園記念品の支出科目

Q 卒園記念品としての辞書(@1,000円)の支出科目は何か。

A 各種プレゼント品の1つとして、経費支出の「消耗品費支出」とすること。

#### 7-1-4 コンピュータソフトとその支援サービス購入

Q ① コンピュータソフトを496,000円で購入したが、この支出科目は何か。  
② 同時に2年間の運営支援サービス(月4回訪問)を100万円で契約した。  
この場合、初年度に全額計上するのか。又は初年度50万円を経費支出とし、残りは「その他の支出」の「前払金支払支出」として処理するのか。

A ① アプリケーションソフトは、将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合は「固定資産(ソフトウェア)」に計上し、それ以外は「消耗品費支出」とする。ただし、コンピュータ購入時に組み込まれているオペレーティングソフトについては、コンピュータ(固定資産)に含める。  
② 初年度に、経費支出の「報酬委託手数料支出」に50万円、「その他の支出」の「前払金支払支出」に50万円を計上する。

#### 7-1-5 樹木の支出科目

Q 樹木(つつじ:15本で25,000円)の支出科目は何か。  
また、樹木について、固定資産と消耗品との区別の基準はあるのか。

A (前段) 経費支出の「消耗品費支出」とすること。  
(後段) 1本の樹木の取得価格が10万円(経理規程で定める金額による)以上のものは、構築物として固定資産で処理すること。

#### 7-1-6 被災園児への学用品等の支給

Q 被災地からの受入園児に、園で保有する(貯蔵品経理されている)園服、学用品等は無償で支給した場合の経理処理はどうすべきか。

A 経費の「消耗品費」や「用品代」など、対応する科目で処理すること。

#### 【旅費交通費支出】

#### 7-2-1 出張時の駐車料金の支出科目

Q 出張時に有料駐車場を使用した場合、この駐車料金の支出科目は何か。

A 経費支出の「旅費交通費支出」とすること。  
なお、園が賃借契約を締結している駐車場は、経費支出の「賃借料支出」である。

#### 7-2-2 遠足バスの高速道路通行料の支出科目

Q 遠足にバスで行った際の高速道路通行料は、「旅費交通費支出」でよいか。

A 経費支出の「行事費支出」とすること。

## 【修繕費支出】

### 7-3-1 園庭の土の入替え

Q 園庭の水はけを良くするため、薬入れ土に全面的に入替え(約800万円)をしたが、この支出科目は何か。

なお、メンテナンスを続けた上で約10年は効果が続くと言っている。

A 原則として、経費支出の「修繕費支出」とすること。

### 7-3-2 園舎のペンキ塗り替え及び床貼り替え

Q ① 園舎のペンキ塗り替え費用(2,000万円)は、修繕費支出でよいか。  
② 従来、園舎のコンクリート床に塩化ビニールシートを貼っていたが、スポンジを敷いた上に塩化ビニールシートを貼る工事(500万円)を行った。この支出科目は何か。

A ① ペンキの劣化を修繕したもので、経費支出の「修繕費支出」とすること。  
② 建物の価値を高めるものであれば、施設関係支出の「建物支出」とすること。

<参考>

建物の補修・改良等に要した支出を施設関係支出とするか、経費支出とするかについては工事の内容等により判断することとなる。一般には建物の拡張または用途の変更等、量的・質的向上に関する支出については施設関係支出とし、壁面の塗り替え、雨漏りの補修及び床の毀損部分の貼り替え等その建物を維持補修するための支出は経費支出とするのが妥当である。

## 【福利費支出】

### 7-4-1 園児の治療代の支出科目

Q 園児の治療代の会計処理は、どのように行うのか(傷害保険加入)。

A 次の手順①～③により処理する。

① 園の治療費支払い

借方		貸方	
仮払金支払支出	5,500	現金預金	5,500

② 傷害保険金の支給

借方		貸方	
現金預金	3,500	預り金受入収入	3,500

③ 経過勘定の整理

借方		貸方	
預り金支払支出	3,500	仮払金支払支出	5,500
福利費支出	2,000		

#### 7-4-2 役員会及び評議員会の茶菓子代の支出科目

Q 役員会及び評議員会の茶菓子代の支出科目は何か。

A 経費支出の「福利費支出」とすること。

#### 7-4-3 職員の会議費の支出科目

Q 職員の会議費(茶菓代)の支出科目は何か。

A 経費支出の「福利費支出」とすること。

#### 7-4-4 教職員の慰労会等

Q 教職員の慰労会等費用を、全額幼稚園(法人)負担で「福利費」から支出してよいか。

A 「福利費」とするが園(法人)の負担は、常識の範囲内にとどめるべきである。

#### 7-4-5 教育実習生の慰労会費用の支出科目

Q 教育実習生の実習終了に当たり、教職員とともに慰労会を開催した。この費用は「福利費」で処理してよいか。

A 経費支出の「福利費支出」とすること。

#### 7-4-6 園児傷害保険料の支出科目等

Q 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の支出はどのように処理すべきか。

A 掛金全体(保護者負担分を含む)を経費支出の「福利費支出」で支出すること。また、保護者負担額は、雑収入の「その他雑収入」に計上すること。

#### 7-4-7 未就園児教室の参加児童のための保険料の支出科目

Q 当園で実施している未就園児教室に参加している児童のけがなどに対応するために、傷害保険に加入させている。支出科目は損害保険料支出でよいか。

A 保険加入していなかった場合、当該児童が実際にけがをしたときには、「福利費支出」で対応することとなるため、経費支出の「福利費支出」が適当である。

## 【損害保険料支出】

### 7-5-1 理事長が被保険者の生命保険料支出

Q 理事長を被保険者とする生命保険に、学校法人が加入してはいけない理由は何か(保険料の支出及び保険金の受取人とも学校法人である。)

- A ○ 本県では、補助金を受けている学校法人が私的経費を支出するのは好ましくないという観点から指導している。  
生命保険金は、受取人が法人であっても、その性格から最終的に被保険者(あるいはその家族)に渡る可能性が大きいので、私的経費の性格が強い。
- また、職員には退職金があるが、理事長にはないので、この種の生命保険は当然ではないかという意見もある。しかし、学校法人の標準的寄附行為によれば、役員はその地位のみの報酬も退職金も受けられない。
- さらに中小企業の場合、企業の業績が経営者の手腕によることが多く、世代交代により経営環境が激変し、多額の資金が必要になることもありうる。  
しかし、学校法人は理事長の交替により、入園児数が減少したり運営費補助金が減額になることはないので、特に資金が必要になることもない。
- 資金的な余裕があるのならば、生命保険金をかけるよりも、父母負担の軽減や教育内容の充実など本来の目的に活用すべきであると考えます。

## 【賃借料支出】

### 7-6-1 複写機の賃貸借契約

Q 複写機の賃貸借契約が次のような場合、それぞれの支出科目は何か。  
①基本料(毎月一定額) ②使用枚数割

A ①、②ともに、経費支出の「賃借料支出」とすること。

### 7-6-2 レンタルモップ使用料の支出科目

Q レンタルモップ使用料の支出科目は何か。

A 経費支出の「賃借料支出」とすること。

### 7-6-3 遠足バスの駐車場借上料

Q バスで遠足に行ったが、駐車場借上料の支出科目は何か。

A 経費支出の「賃借料支出」とすること。 【Q 7-12-1 (行事費支出)】参照

## 【車両燃料費支出】

### 7-7-1 自家用車による出張のガソリン代

Q 自家用車で出張した場合のガソリン代は、「車両燃料費」でよいか。

A 旅費に関する規程に「自家用車で出張した場合の旅費」を規定し、経費支出の「旅費交通費支出」とすること。

＜参 考＞ 県職員の場合：職員の旅費に関する条例

第18条（自家用自動車使用の場合の旅費）職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車（任命権者が定めるところにより登録を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行した場合は、当該旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。

2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第1項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき18円とする。

## 【諸会費支出】

### 7-8-1 研修会の参加負担金の支出科目

Q 研修会の参加負担金の支出科目は何か。

A 経費支出の「諸会費支出」とすること。なお、研修会参加負担金に懇親会費用が含まれる場合で内訳が記載されているときは、経費支出の「福利費」とに分けて計上すること。

## 【報酬委託手数料支出】

### 7-9-1 教職員の健康診断料の支出科目

Q 教職員の健康診断料（10万円）の支出科目は、「福利費支出」か、「報酬委託手数料支出」か。

A 経費支出の「報酬委託手数料支出」とすること。  
（福利費的内容であるが、標準記載科目の中で、医師検診料は報酬委託手数料支出の例示となっている。）

### 7-9-2 クリーニング代の支出科目

Q クリーニング代の支出科目は何か。

A 経費支出の「報酬委託手数料支出」とすること。

### 7-9-3 銀行振込手数料等の支出科目

Q 実地調査で、銀行振込手数料は「雑費支出」ではなく「報酬委託手数料支出」で処理するよう指導されたが、銀行口座手数料、登記簿謄本請求手数料も同様でよいのか。

A 銀行口座手数料は「報酬委託手数料支出」、登記簿謄本用印紙代は「公租公課支出」で処理する。

### 7-9-4 園外施設での水泳教室に係る会計処理

Q 毎年2回ほど、園児全員を対象に園外のプールで水泳教室を行っている。  
収入は、補助活動収入の「特別活動費収入」で受け入れ、支出は、①送迎用のバス(1人当たりの単価×人数)を経費支出の「行事費支出」で、②水泳の講師の謝礼を経費支出の「報酬委託手数料支出」で処理しているが、この会計処理でよいか。

A 収入及び講師謝礼の支出は、貴見のとおり「特別活動費収入」「報酬委託手数料支出」で処理する。

しかし、送迎用のバス代は、経費支出の「賃借料支出」とすること。

【Q7-12-1(行事費支出)】参照

### 7-9-5 プール浄化槽維持費の支出科目

Q プール浄化槽のメンテナンス(維持)は、どの支出科目に計上するのか。

A 経費支出の「報酬委託手数料支出」とすること。

### 7-9-6 派遣職員(運転手)の報酬支払い

Q 園児送迎用バス運転手が人材派遣会社から派遣され、報酬の支払先は人材派遣会社となっている。この場合の支出科目は何か。

A 経費支出の「報酬委託手数料支出」とすること。

### 【渉外費支出】

#### 7-10-1 園舎建築に係る経費の支出科目

Q 園舎建設時に支出した次の支出科目は何か。

- ① 建設現場への飲み物等差入れ
- ② 周辺の民家への菓子折費用

A いずれも経費支出の「渉外費支出」とすること。

## 7-10-2 父母会役員会の茶菓子代の支出科目

Q 父母会の役員会の茶菓子代は、「福利費支出」でよいか。  
(「標準記載科目」の福利費支出の説明に「園児、教職員又は役員等に関するもので、…」と記載されている。)

A 経費支出の「渉外費支出」とすること。

### 【給食費支出】

## 7-11-1 麦茶代の支出科目

Q 昼休みに園児に麦茶を出しているが、この支出科目は何か。

A 経費支出の「給食費支出」とすること。

<参考>

園児が持ち帰るものは、「消耗品費支出」とし、飲食するものは、遠足や預り保育の時のものも「給食費支出」とする。

### 【行事費支出】

## 7-12-1 バス遠足のチップの支出科目

Q バス遠足の運転手やバスガイドにチップを支払ったが、支出科目は何か。

A 経費支出の「行事費支出」とすること。

<参考>【行事費支出例】

①遊園地等への入場料、②遠足バス運転手等のチップ代、③芋掘り謝礼 など行事費支出は、標準記載科目の備考2に掲げるように、できるだけ支出内容にあった支出科目に振り分ける。

### 【雑費支出】

## 7-13-1 盗難金の園負担

Q 園児の預り金が盗難に遭い、園が弁償した。この支出科目は何か。

A 経費支出の「雑費支出」とすること。

## 7-13-2 延滞金・NHK放送受信料

Q ① 預り金の支払いに係る延滞金の支出科目は何か。  
② また、NHK放送受信料は「雑費支出」でよいか。

A ① 経費支出の「雑費支出」とすること。  
② 形態分類から、経費支出の「通信運搬費支出」とすること。

### 7-13-3 学園葬

Q 理事長が死亡し、個人の葬儀とは別に法人として学園葬を行ったが、学校法人会計から支出できるか。

A○ 教育活動とは直接関係のない学園葬に、学校法人会計から支出することは好ましいことではないというのが、従来からの方針である。

○ しかし、学園葬を行うことが社会通念上、相当と認められる場合(※)は、社会通念上相当と認められる金額を学校法人会計から支出することもやむを得ない。

※ 法人に対する貢献度が高く、かつ、個人の葬儀とは別に新聞広告等により学園葬の通知をして行ったような場合

○ ただし、明らかに遺族が負担すべき費用(密葬費用、通夜費用、墓石、仏壇、位牌、戒名料など)は、支出することはできない

○ また、学校法人会計から支出する場合は、支出の形態別分類による科目に振り分けて処理すること。

○ なお、学園葬に際して金品等を受領したときは、雑収入の「その他雑収入」に計上すること。

#### 【過年度修正】

7-14 過年度修正の範囲と計上科目 → 【Q5-5】参照

## 8 その他（支出）

### 【施設関係支出】

#### 8-1 園舎建築時の地鎮祭費用の支出科目

Q 園舎建設時の①地鎮祭費用（神主の御礼含む）、②上棟式費用、③竣工式費用の支出科目は何か。

A 有形固定資産の取得価額には建設に要する付帯費用を含めることが原則であるため、建物を建設するまでに要する支出は建物の取得価額に含め、建物完成後の支出は含めないこととなる。

よって、①と②は施設関係支出の「建物支出」とすること。③は経費支出とし、形態に応じて適切な科目（例：テント借り上げ＝賃借料）とすること。

#### 8-2 旧園舎の解体費用

Q 園舎の建て替えに伴う旧園舎の解体費用（300万円）は、どの支出科目に計上すればよいか。

A 経費支出の「雑費支出」で処理し、その旨を注記する。または「建物解体費」等の小科目を設置してもよい。

【Q8-1】参照

#### 8-3 改築工事の支出科目

Q 次のような改築工事を行ったが、経費支出の「修繕費支出」でよいか。

工事費：2,430万円

工事内訳：外(内)壁の塗装、フェンス、照明器具等

A 有形固定資産の価額を増加させる部分に対応する支出は、施設関係支出の「建物支出」又は「構築物支出」、若しくは設備関係支出の「機器備品支出」とし、有形固定資産の維持保全のために要する支出は、経費支出の「修繕費支出」等として処理すべきである。

しかし、具体的工事においては、この区分が困難である場合が多い。公認会計士等の実態をみて判断してもらうこと。

【Q7-3-2】参照

#### 8-4 園舎の改築に要する経費

Q 園舎の改築時、プレハブ（使用期間1年以内）をリースしたが、関連経費の取扱いはどうするか。

① プレハブリース料 ② プレハブに係る電気工事代金

A いずれも付帯費用と認められないので、①は経費支出の「賃借料支出」とする。

②は経費支出の「雑費支出」とし、その旨を注記する。

②については、「仮設工事費」等の小科目を設置してもよい。

【Q9-5】参照

### 8-5 園舎壁画の会計処理

Q 園舎の改築を行った際、園舎の壁に絵を書いたが、この壁画は建物の一部として処理してよいか。

A 建物と一体不可分で、壁画としての財産価値がないものであれば、建物の一部として処理すること。  
【Q8-8(絵画購入)】参照

### 8-6 火災報知システムの支出科目

Q 新たに導入した「自動火災報知システム」(400万円)の支出科目は何か。

A 施設関係支出の「建物支出」とすること。

<参考>

固定資産の耐用年数(学校法人委員会報告第28号)では、建物(建物付属設備)の中に「消火災害報知設備」が10年となっている。

### 8-7 水道及び下水道負担金の取扱い

Q 水道及び下水道負担金の取扱いは、どのようにしたらよいか。

A 専用利用権の有無により、次のとおり取扱うこと。

専用利用権	勘定科目
無	資金収支(事業活動収支)〔雑費支出〕
有	固定資産〔施設利用権〕

#### 【設備関係支出】

### 8-8 高価な絵画の購入

Q 園舎の玄関に飾るため140万円の絵画を購入したが、支出科目は何か。

A 設備関係支出の「機器備品支出」とする。なお、購入目的が個人的趣味や利殖のためであれば支出の適否を問われるので注意すること。

【Q8-5(園舎壁画)】参照

## 【預託金支払支出】

### 8-9 自動車リサイクル料金の会計処理

Q 自動車リサイクル料金の会計処理はどのように行うのか。

A (購入時)

・リサイクル料金のうち「シュレッダーダスト料金」「エアバッグ類料金」「フロン類料金」「情報管理料金」(以下、「シュレッダーダスト等料金」という。)については、自動車在使用済自動車として引取業者に引き渡す時まで使われずに資金管理法人で管理されるため、資金収支計算書に「預託金支払支出」、貸借対照表に「預託金」を計上する。

・リサイクル料金のうち「資金管理料金」については、支払った時点で、経費(科目は「報酬委託手数料支出」)として資金収支計算書に計上する。

(売却時)

・購入時に「預託金支払支出」、「預託金」に計上していた「シュレッダーダスト等料金」が戻されるので、資金収支計算書に「預託金回収収入」を計上する。

(廃棄時)

・会計処理上は、①預託金を一旦回収した上で、②費用処理を行う。

①資金収支計算書に「預託金回収収入」を計上する。

②資金収支計算書に「報酬委託手数料支出」、事業活動収支計算書に「報酬委託手数料」を計上する。

【資産処分差額】

8-10 購入価格より安く土地を処分する場合

Q 平成5年度に2,800万円で購入した土地を、平成28年度に処分した。諸手数料282万円を差し引かれて、手取り額は1,000万円である。この会計処理はどのようにしたらよいか。

A 売却のための諸経費は経費に計上することになる。売却額が購入価格より低い場合は、資産処分差額の「施設設備処分差額」を計上することになる。

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	1,282万円	施設設備売却収入	1,282万円
報酬委託手数料支出	282万円	現金預金	282万円

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	1,000万円	土 地	2,800万円
施設設備処分差額	1,518万円		
報酬委託手数料	282万円		

※ 基本金に組み入れている土地であれば、当該組入額を「繰り延べる（将来同等の資産取得予定あり）」か「取り崩す（同予定なし）」かの判断が必要となる。

＜参 考＞【譲渡費用の処理】

不動産売却に要する仲介手数料その他譲渡費用は、原則として経費支出に計上する。

## 8-11 有価証券の評価換え

Q 幼稚園の資産運用で、有価証券(外貨預金)の評価損が発生している。  
学校法人会計基準第27条で「時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価する」とあるが、評価損の勘定科目は何か。

A 資産処分差額の「有価証券処分差額」とすること。また、有価証券の評価換えに基づく評価損である旨を注記すること。

具体的な処理の基準については「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」(平成25年9月2日付25高私参第8号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)を参照のこと。

〈参考〉

平成25年9月2日付25高私参第8号通知(抄)

・・・これらの時価が所得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また、時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。

【徴収不能額】

8-12 徴収不能の保育料の表示

Q 保育料12,000円が徴収不能となった場合、資金収支計算書及び事業活動収支計算書の表示方法はどのようなものか。

A 当年度は未収入金扱いとし、翌年度以降において徴収不能処理をすること。  
(当年度中に徴収不能として処理することは望ましくない。)

○当年度末

《資金収支仕訳》

借方	貸方
期末未収入金 12,000	保育料収入 12,000

《事業活動収支仕訳》

借方	貸方
未収入金 12,000	保育料 12,000

○翌年度以降

《資金収支仕訳》

資金の動きがないので仕訳不要

《事業活動収支仕訳》

借方	貸方
徴収不能額 12,000	未収入金 12,000

【予備費】

8-13 予備費の設定基準

Q 予算と決算の差異が小科目ごとでは100万円を超えるものがあるが、大科目では超えない状況である。このような場合には、予算を組む際に予備費を設ける必要があるか。

A どのような場合に予備費を設けるかについての基準は特にないので、各園の判断による。

【その他】

8-14 周年行事費用

Q 幼稚園の50周年記念事業の予算計上は、どのようにしたらよいのか。

A 記念行事の内容(形態)に着目し、経費支出の各支出科目に当てはめて、予算計上すること。  
例：会場(ホテル)借上料 → 「賃借料支出」  
講演の謝礼 → 「報酬委託手数料支出」

#### 8-15 新入園児教材費の前年度支出

Q 入園料を前受金収入として受入れ後、新入園児の教材を含め、新年度に使う教材を前年度のうちに購入した(金額は100万円以下)。どのように処理すればよいか(前年度の「消耗品支出」か「前払金支出」か)。

A 新年度のための支出であるから(数万円程度の少額でない限り)、前年度には「その他の支出」の「前払金支払支出」に計上して、新年度で本来の支出科目に振り替えること。

## 9 固定資産

### 【減価償却全般】

#### 9-1 期中取得した資産の減価償却

Q 期中に取得した資産の減価償却計算は、どのようにするのか。

A 期中に取得した資産の償却計算は、原則として、その資産について計算される年間償却額を月数按分した額によるが、重要性がない場合には次の簡便法を採用することも認められる。

- ① 取得時の会計年度は、償却額年額の2分の1の額によって行う方法。
- ② 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う方法。
- ③ 取得時の会計年度から償却年額によって行う方法。

<参考>

- 減価償却の方法(定額法)  $\text{減価償却額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \div \text{耐用年数}$
- 残存価額：耐用年数が経過した時での資産価値をいう。学校法人では処理の簡便性を考慮し、「零」として取扱って差し支えないとしている。
- 耐用年数を経過後も使用している場合は、固定資産管理の上から、1円の備忘価額を付すること。
- 減価償却対象：建物、構築物、機器備品、車両、施設利用権  
減価償却対象外：土地、図書(図書は廃棄時除却)

#### 9-2 施設利用権の減価償却

Q 施設利用権については、税法上は耐用年数を6年として減価償却を行うが、学校法人会計ではどうするのか

A 学校法人委員会報告第28号で示された耐用年数表に基づき経理規程を定めている場合は、耐用年数を15年として減価償却すること。なお、利用契約期間が15年より短い場合はその年数。(利用契約期間が10年であれば耐用年数を10年とする。)

<参考>

学校法人委員会報告第28号では、施設利用権の耐用年数を15年としている。

## 【園 地】

### 9-3 市道用地に園地一部を無償提供

- Q ① 園地の一部（取得価額50万円）を市道用地として市に無償提供したが、この土地に係る会計処理はどうするのか（提供後も幼稚園設置基準を満たしている。）。
- ② この土地提供の際、園で測量を行い8万円を支出し、市から補償費として園に12万円が支払われた。これらの収入及び支出科目は何か。

A 次のとおり処理すること。公共事業のための園地の処分は「基本金取崩要件」に該当する。（H17.5.13文部科学省通知 第3（6））

- ① 無償提供に係る仕訳

《資金収支仕訳》

土地所有権移転自体には資金収支の動きなし。

《事業活動収支仕訳》

建物の取壊しと同様に、相当する価額（簿価）で計上。

借 方		貸 方	
施設設備処分差額	500,000	土 地	500,000
第1号基本金	500,000	基本金取崩額	500,000

- ② 市からの収入は、雑収入の「その他の雑収入」に、測量費用の支出は、経費支出の「報酬委託手数料支出」に計上すること。

## 【園 舎】

### 9-4 全額自己資金の園舎建築と事業活動支出超過

- Q 園舎建築費用を全額自己資金でまかなうと、大幅な事業活動支出超過となってしまうが、この場合の会計処理はどうするのか。

A 大幅な事業活動支出超過が生じてもやむを得ないが、本来は第2号基本金を活用すべきである。

なお、第2号基本金を活用した場合の経理処理は以下のとおりとすること。

資金収支計算書

（収入の部） その他収入 第2号基本金引当特定資産取崩収入

（支出の部） 資産運用支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出

<参 考>

「学校法人会計基準」は、持続的消費収支の均衡を図る観点から将来高額な固定資産を取得しようとする場合は、取得年度に基本金組入れが集中することがないように、早めに基本金組入計画を樹立し、取得年度に先行して年次的・段階的に基本金組入れを行う（すなわち第2号基本金へ組み入れる）ことにより基本金組入れの平準化を求めている。

9-5 園舎建替えの会計処理

- Q 当該年度中に旧園舎を取壊し、園舎を新築した。  
 旧園舎：取得価額1,350万円、減価償却累計額1,100万円  
 新園舎：建設費1億5千万円、全額自己資金
- ① 旧園舎の除却及び新園舎建設に伴う会計処理はどうするのか。  
 ② 解体費用(180万円)の支出科目は何か。

- A 次のとおり処理すること。  
 ① 旧園舎除却及び新園舎建設

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
建物支出	150,000,000	現金預金	150,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
建 物	150,000,000	現金預金	150,000,000
建物減価償却累計額	11,000,000	建 物	13,500,000
施設設備処分差額	2,500,000		

《固定資産明細表》

建物の「当期減少額」に旧園舎の取得価額1,350万円を  
 「当期増加額」に新園舎の取得価額1億5,000万円を計上する。  
 「減価償却累計額」を1,100万円減額する。

《基本金明細表》

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高
第1号基本金			
当期組入高			
建 物			
当期取得高	150,000,000	136,500,000	
当期除却高	△ 13,500,000		
小 計	136,500,000	136,500,000	0

- ② 解体費用は、経費支出の「雑費支出」とし、その旨を注記すること。  
 「建物解体費」等の小科目を設置してもよい。

## 9-6 耐震改修のための支出を資産計上した場合の耐用年数

Q 建物の耐震改修に係る支出を資産計上した場合、当該支出に係る部分の耐用年数はどのように算定されるか。

A 耐震改修をした建物が「償却済み」又は「償却残存期間がほとんどない」場合は、その建物の使用予定年数を耐用年数とする。この使用予定年数は、今後の予定として幼稚園が決定した計画年数である。なお、耐震改修した建物と同種の資産を新たに取得したものとして耐用年数とするのが税務上の原則的処理であるが、必ずしも税務上の処理に拘束される必要はない。

### 【固定資産】

## 9-7 固定資産(機器備品)と消耗品の区分

Q 固定資産(機器備品)と消耗品の区分について、価格による基準はあるのか。

A 経理規程にどう規定するかによる。県では、次のとおりの処理標準を示して指導(昭和54年6月11日学事第240号総務部長通知)している。

① 耐用年数が1年以上、かつ、1個又は1組の取得価格が10万円以上のも  
のは、すべて備品として固定資産で処理すること。

② 耐用年数が1年以上、かつ、1個又は1組の取得価格が5万円から10万  
円未満のものは、各学校法人が、自己の管理能力、規模等を考慮して、備品  
の基準を経理規程等に定め処理すること。

③ 少額重要資産(下記参考)は、1個又は1組の取得価格が5万円未満であって  
も、耐用年数が1年以上であれば備品として固定資産で処理すること。

<参 考> 「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて」  
(昭和49年2月14日文管振第62号文部省管理局長通知)抜粋

学校法人の所有する机、椅子、書架、ロッカー等の少額重要資産(学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産をいう。)は、固定資産として管理し、かつ基本金設定の対象とする。

## 9-8 備品のグループ償却

Q 備品をグループ償却している場合、耐用年数が経過後も使用している備品を含め、一括して除却処理してよいか。

A 備品をグループ償却(「総合償却」ともいう。)している場合は、耐用年数が経過後も使用している備品を含め、耐用年数が経過した年度に一括して除却処理する。  
また、会計上除却処理した資産管理のために、現にある備品について「グループ償却済み備品管理台帳」を作成すること。

<参考> 学校法人委員会報告28号  
「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱いについて」抜粋

『グループ償却』を採用している場合には、償却が完了した会計年度に除却処理をし、前記(2)のように備忘価額を付して、会計上機器備品の価額を付す必要がないということである。(中略)償却が完了した年度に備品等の除却処理をしても、現にある備品について、固定資産台帳の中に『簿外管理台帳』を設ければ、現品の管理目的も達せられるということで、意見の一致をみたのである。

## 9-9 ブロンズ像の減価償却

Q 園庭に据付けたブロンズ像(高さ1m、購入価格200万円)は、減価償却するのか。

A ブロンズ像の購入目的によって異なる。  
① 園庭を飾るため(園庭の整備)・・・「構築物」：減価償却する。  
② 美術品の購入・・・「機器備品」：減価償却しない。

<参考>

- 学校法人会計基準第26条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。
- 美術品、骨董品等は減価償却を行わない。

### 【貯蔵品】

## 9-10 用品(園服)売れ残りの処理

Q 多額でない用品(園服)が売れ残った場合、この会計処理はどうするのか。

A 経費支出の「用品代支出」とすること。

<参考> 「小規模法人(※)における会計処理等の簡略化について」  
(昭和49年3月29日文管振第87号文部省管理局長通知)抜粋

「販売用文房具、制服等の購入支出については、当該物品を購入した会計年度の消費支出として処理することができる。ただし、会計年度末において当該物品の有高が多額である場合には、当該有高を消費支出とすることなく流動資産として貸借対照表に計上処理しなければならない。」 ※当面、都道府県知事所轄の学校法人

## 【車 両】

### 9-11 車両の更新

Q 幼稚園の乗用車(取得価額70万円 減価償却累計額68万円)を8万円で下取りに出し、100万円の新車を購入して、92万円を現金で支払った。  
この場合の会計処理はどのようにするのか。

A 次のとおり処理すること。

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
車両支出	1,000,000	施設設備売却収入	80,000
		現金預金	920,000

《事業活動収支仕訳》

<新車両の購入に係る仕訳>

借 方		貸 方	
車両	1,000,000	施設設備売却差額	80,000
		現金預金	920,000

<旧車両の除却に係る仕訳>

借 方		貸 方	
減価償却累計額	680,000	車両	700,000
施設設備売却差額	20,000		

※ 基本金に組み入れている車両の場合は、追加で300,000円を組み入れる必要がある。

## 【備忘価額】

### 9-12 備忘価額

Q 有形固定資産の減価償却額の計算に当たって、残存価格を「零」として行った場合に、最終年度に備忘価額を付する必要があるか。

A 耐用年数が経過しても実際に使用している場合は、固定資産の管理上、その固定資産がまだ使われていることを表わすために、備忘価額1円を付すこと。

<参 考> 学校法人委員会報告28号(昭和56年1月14日)

「学校法人の減価償却に関する監査上の取扱いについて」抜粋

(2) 有形固定資産の減価償却額の計算に当たっては、残存価額を零として行った場合であっても、妥当な会計処理として取り扱うものとする。この場合、最終年度に備忘価額を付するものとする。

## 【図書の除却】

### 9-13 図書の除却

Q 図書を除却した場合の処理はどうか。  
また、図書を減価償却しないのはなぜか。

A 図書の管理上、除却の処理が行われたときは、当該図書の取得価額相当額をもって事業活動収支計算書の支出の部に資産処分差額の「その他の資産処分差額」を計上すること。  
また、図書については、合理的な耐用年数を定めるに足る資料がないなどの理由によって、耐用年数が定められていない。

## 【建設仮勘定】

### 9-14 建設仮勘定(建物)の会計処理

Q 平成28年度に園舎の建設工事に着工して、29年度に完成した。28年度に建設費のうち1億円を支払い、29年度に残りの1億2千万円を支払った。  
この場合、どのように会計処理するのか。

A 次のとおり処理すること。

○ 平成28年度

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
建設仮勘定支出	100,000,000	現金預金	100,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
建設仮勘定	100,000,000	現金預金	100,000,000

○ 平成29年度

《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
建物支出	120,000,000	現金預金	120,000,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
建 物	220,000,000	現金預金	120,000,000
		建設仮勘定	100,000,000

## 10 その他の資産

### 【有価証券】

#### 10-1 資産運用の留意点

Q 資産運用において留意することは何か。

A 学校法人の資産は、営利を目的としない寄付金、学生生徒等の納付金及び税金を原資とする補助金により形成されていることに鑑み、埼玉県では、その運用に当たっては安全性を重視し、慎重な取組みをするよう指導してきている。留意すべき点は、次のとおりである。

- ① 資産運用に当たっては資産運用規程を定め、理事会の関与（年度当初における方針決定及び適時の状況報告など）の下、運用すること。
- ② 預金（定期預金など）、日本国債及び地方債（埼玉県債等）など安全性の高い方法で運用すること。
- ③ 元本保証のない株式や社債での運用は行わないこと。
- ④ 仕組債、金融派生商品、外国通貨建ての商品は取得しないこと。
- ⑤ 上記③④について、新規に取得しないこと。現に保有するものについては、資産運用規程及び理事会の関与の下、適切に管理すること。
- ⑥ 保有する有価証券について、財務計算書類に適切な注記（有価証券の時価情報、デリバティブ取引）を付すこと。

#### 10-2 有価証券の処分

Q 簿価300万円の有価証券が310万円で売れた。この場合の会計処理は、どのようにするのか。

A 事業活動収支計算書に、資産売却差額の「有価証券売却差額」を計上すること。  
《資金収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	3,100,000	有価証券売却収入	3,100,000

《事業活動収支仕訳》

借 方		貸 方	
現金預金	3,100,000	有価証券	3,000,000
		有価証券売却差額	100,000

なお、逆に簿価よりも安く売却した場合は、資産処分差額の「有価証券処分差額」を計上すること。

### 【退職給与引当特定資産】

#### 10-3 退職給与引当金の取扱い

Q 退職給与引当金に係る特定資産への積み立ての勘定科目は何か。  
また、この特定資産は財産目録では基本財産となるのか。

A 資産運用支出の「退職給与引当特定資産繰入支出」とすること。  
また、財産目録では基本財産でなく運用財産とすること。

#### 10-4 退職給与引当金の戻入れ

Q 平成28年度末に2名が退職し、退職給与引当金が決算で前年度より少なくなるが、事業活動収支計算書の「退職給与引当金繰入額」をマイナス表示するのか。

A 当年度に「退職給与引当金繰入額」がマイナスになる場合は、引当過剰相当額の退職給与引当金の戻入れを行うことになる。この退職給与引当金の戻入額は、事業活動収支計算書では雑収入の「その他の雑収入」に計上すること。

### 【施設設備引当特定資産】

#### 10-5 施設設備引当特定資産と第2号基本金

Q 第2号基本金への組入れを行わないまま、「施設設備引当特定資産」を積立てる（保有する）ことは可能か。

A 積立金が具体的な計画のための資金である場合は第2号基本金の組み入れが必要だが、具体的な計画がない場合は基本金への組み入れは不要である。

## 11 基本金

### 【基本金組入れ】

#### 11-1 施設利用権の処分と基本金

Q 施設利用権(ホテル会員権380万円)を処分したが、基本金から取崩してよいか。なお、同一種類の資産の取得はないが、他の資産の基本金組入高が1,000万円ある。

A 同一種類の資産を再取得しない場合であり、基本金の取崩対象額が組入対象額を下回るので、その差額を組み入れる。

(組入額 = 1,000万円 - 380万円 = 620万円)

なお、処分額に見合う資産取得がない場合には、基本金の取崩対象額が組入対象額を上回るため、その差額を取り崩す。

#### 11-2 事業活動収入を上回る基本金組入れ

Q 県道拡幅工事に伴い、園地の一部収用と園舎等の移転補償を受けた。この補償費で園舎を建替えたため、当期の基本金組入額が1億6,900万円となるが、当期の事業活動収入1億200万円を上回ってしまう。本来は、第2号基本金を計画的に組み入れておくべきだが、園地の収用に伴う建替えなので第2号基本金を組み入れておくことができなかった。この場合でも、基本金の組入れを行うべきか。

A 事業活動収入を上回っても組入れを行うべきである。

【Q9-4(全額自己資金による園舎建築)】

### 【第2号基本金】

#### 11-3 計画中止と第2号基本金の取崩し

Q 幼稚園用地取得目的(現在は公団から賃借)で、第2号基本金の計画的な組入れを行ってきた。しかし、用地購入が不可能となったので、基本金の取崩しを行いたいがどうか。

A 第2号基本金組入対象となっている「金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合」に当たるため、取り崩すこととなる。

## 【基本金の繰延べ】

### 11-4 取得額が除却額を下回る車両更新の基本金組入れ

Q 購入した車両の取得価額(90万円)が当該年度中に除却した車両の取得価額(100万円)を下回る場合、基本金の組入れはどのようにするのか。

A 除却した資産と同一の資産を再取得する場合であって、除却した車両の取得価額(基本金の取崩対象額)が組入対象額を上回るため、その差額を取り崩す。なお、学校法人として、差額を上回る車両を再取得する予定があるのであれば、繰り延べを選択してもよい。

### 11-5 机・椅子のリースと基本金

Q 幼稚園の机・いすを平成28年度からリース契約とし、月額15万円支払っている。所有権は、契約時も、5年間の契約期間満了時もリース会社にあるが、内々には「園で処分しても結構だ」と言われている。

この場合、当該リース契約、及び従来、所有していた机・椅子に係る基本金(※)の除却について、会計上の処理はどのようにしたらよいか。

※約1千万円。全ての基本金 約6億円

A (前段)

少額重要資産の所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース料総額が300万円以下のものを除く。)にあつては、固定資産に計上した上でリース期間を耐用年数として減価償却(残存価額0円)することを原則とする。また、未経過リース料について、固定負債の「長期未払金」または流動負債の「未払金」に計上する。なお、リースについては様々な例外があるため、契約内容により会計処理が異なる可能性がある。公認会計士等と相談して適切に処理されたい。

(後段)

除却した机・椅子に係る基本金の取崩対象額(本件の場合1千万円)が、新たなリース契約により資産計上した机・椅子の組入対象額(同900万円)を上回る場合はその差額(同100万円)を取り崩すことができる。なお、新たな資産計上額を下回る場合はその差額を組み入れることが必要となる。

## 【基本金の修正】

### 11-6 基本金の過年度修正

Q 基本金の要組入高と固定資産の期末残高に約1,500万円の差がある。これは、過去に車両を除却する際に除却額をマイナスしなかったためと思われる。そこで、基本金の減額修正を行ってよいか。

A 基本金の計算に誤りがあった場合には正しい額に修正する。過年度に基本金の過大計上があった場合は、当該修正額を取崩対象額に含める。

11-7 基本金の組入れと取崩し

Q バスの更新に当たって、マイナス差額がでた。同年度機器備品でそのマイナス分を上回る要組入高があるが、翌年度以降の車両の購入予定はない。この場合、基本金明細書にどのように記載したらよいか。

A 次のように記載する。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘 要
第1号基本金				
前期繰越高	400,000,000	400,000,000	0	
当期組入高				
1 機器備品				
機器備品取得高	300,000	300,000		
計	300,000	300,000	0	
2 車 両				
車両取得高	2,800,000	2,800,000		
車両除却高	△3,000,000	△3,000,000		
計	△ 200,000	△ 200,000	0	
当期末残高	400,100,000	400,100,000	0	
(略)				
合 計				
前期繰越高	—	400,000,000	0	
当期組入高	—	100,000		
当期末残高	—	400,100,000	0	

## 12 負 債

### 【借入金】

#### 12-1 借入金の返済免除

<p>Q 園舎改築に当たって、資金（1千万円）を理事長から借り入れているが、返済免除の申し出があった場合、どのように取り扱ったらよいか。</p>															
<p>A 寄付者の理事長からの（資金収支）「特別寄付金収入」、（事業活動収支）「特別収支 施設設備寄付金」として処理すること。          なお、仕訳は次のとおりとなる。          《資金収支仕訳》</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">借 方</th> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: left;">貸 方</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <td>現金預金</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> <td>特別寄付金収入</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> </tr> <tr> <td>借入金返済支出</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> <td>現金預金</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> </tr> </table>	借 方		貸 方		現金預金	10,000,000	特別寄付金収入	10,000,000	借入金返済支出	10,000,000	現金預金	10,000,000			
借 方		貸 方													
現金預金	10,000,000	特別寄付金収入	10,000,000												
借入金返済支出	10,000,000	現金預金	10,000,000												
<p>《事業活動収支仕訳》</p>															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">借 方</th> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: left;">貸 方</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> <td>施設設備寄付金</td> <td style="text-align: right;">10,000,000</td> </tr> </table>	借 方		貸 方		借入金	10,000,000	施設設備寄付金	10,000,000							
借 方		貸 方													
借入金	10,000,000	施設設備寄付金	10,000,000												

#### 12-2 変動金利による長期借入金

<p>Q 園バスを借入金（返済期間3年）で購入した。借入金利息が変動金利（※）のため、次のような問題点が発生したが、どのように処理したらよいか。          ※金利変動で、月々の返済額は変わらないが、元本と利息の割合が変わる。</p> <p>① 借入金明細表の「返済期限が1年以内の長期借入金」欄の期首残高と当期減少額が合わなくなる。</p> <p>② 元本の基本金組入れに当たって、予算どおりに行かない場合が生じる。</p>	
<p>A ① 「返済期限が1年以内の長期借入金」の期末残高が、翌期の返済予定額に合致する処理（※）をすること。          ※ 当該短期借入金の期首残高と実際の返済額との差額を長期借入金に振り替える（戻し入れする）、または、直接、長期借入金を減額する。</p> <p>② 基本金は、実際の元本返済額を組み入れること。なお、予算と大幅なかい離が生じるようならば補正予算を組む必要がある。</p>	

### 【借入金明細表】

#### 12-3 借入金明細表の記入

<p>Q 県で指定した借入金明細表の様式では、長期借入金の市中金融機関の記入欄が小計を含めて3行しかない。同一銀行から異なる借入条件の借入金が3件ある場合、どのように記載すべきか。</p>	
<p>A 「市中金融機関」欄については、様式の（注）2にあるとおり金融機関ごとに要約して記入しても構わない。</p>	

## 13 その他

### 【資産総額の変更登記】

#### 13-1 債務超過になった場合の資産総額の変更登記

Q 決算で債務超過になったが、資産総額の変更登記を行う必要があるか。必要がある場合、登記の内容は何か。

A 債務超過の場合でも、変更登記をする必要がある。  
本件の場合の登記内容は、「資産の総額 金0円（債務超過額 金×××円）」と表示する。【浦和地方法務局（現さいたま地方法務局）法人登記課照会・回答】

### 【監査報告書】

#### 13-2 監査事項の対象等

Q 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表は埼玉県知事告示第967号で指定する「監査事項」に含まれるか。また、活動区分資金収支計算書の作成は必要か。

A 資金収支内訳表及び事業活動収支内訳表は、知事に届け出る計算書類（1園のみ設置の場合は省略可能）ではあるが、監査事項から除外されている。また、活動区分資金収支計算書の作成は要しない。（「平成28年度以後の監査事項等における留意点について」平成28年3月28日付学事第1567号埼玉県総務部長通知）

#### 13-3 公認会計士による監査報告書の作成時期

Q 公認会計士による監査報告書の作成時期は、次のいずれによるのか。

- ① 学校法人の理事会で承認された決算を、公認会計士が監査
- ② 公認会計士の監査報告後に、理事会で決算を承認

A 公認会計士による監査は、上記①による。すなわち、監事監査を行って計算書類が適正であることの確認が済んでから理事会で決算承認を行った後、公認会計士が監査報告を行うのが適当と考えられる。このことから、監事の監査報告書は理事会開催日前、公認会計士の監査報告書は理事会開催日及び評議員会開催日後となるとされている。

#### 13-4 監査報告書の割り印

Q 監査報告書と計算書類を袋とじにする際の割り印は、以前に、袋とじの表紙側にも割り印を押すよう指導された。通常は、最後の裏表紙の袋とじ部分の割り印で十分と思うが、表紙側にも押す必要があるのか。

A 改ざんを防ぐため両方に割り印の方がよい(ただし、綴じ方により片方でも改ざん困難になっていればよい。)

#### 【財務計算書】

#### 13-5 貸借対照表における注記事項

Q 注記事項について、重要性がない場合は省略できるとされているが、重要性の判断基準は何か。

A 注記事項は、経営状況等を正確に判断するために必要な事項を記載するものであり、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」(平成25年9月2日付25高私参第8号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の注記事項記載例<例1>により、原則として、該当する全項目について記載することになっている。

しかし、以下の様に明らかに経営状況に影響の少ないものについては、省略することができる。

- ① たな卸資産については、年度末有高が少額の場合には、貯蔵品として扱わなくてもよいので、その場合にはたな卸資産の評価基準及び評価方法について記載する必要はない。
- ② 有価証券のうち、満期保有目的かつ元本保証の日本国債や埼玉県債等については、貸借対照表計上額を時価として、その旨を注記すれば足りる。
- ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、資産の種類(機器備品、車両)ごとのリース総額(契約期間の総額)が300万円以内のものは、記載する必要はない。
- ④ 関連当事者との取引は、無利息の借入金、無償の不動産・物品等の借り入れについては、記載する必要はない。
- ⑤ 後発事象については、物品の損害額が10万円以内のものは、記載する必要はない。

### 13-6 第4号基本金についての注記

Q 学校法人会計基準の改正により「第4号基本金の金額に相当する資金を有していない場合の注記」が規定されたが、以下の場合は注記を省略できるか。

- ① 第4号基本金の金額に相当する資金を有している。
- ② 知事所轄学校法人の特例により第4号基本金を有していない。

A ①②のケースとも注記の省略はできない。注記例は以下のとおり。

- ① 「第4号基本金の金額に相当する資金を有しており、該当しない。」
- ② 「学校法人会計基準第39条の規定により、第4号基本金の組入れはない。」

### 13-7 財務計算書類の保管年限について

Q 決算書等の財務計算書類の保管年限は何年か。

A 県の運営費補助金関係の書類については、5年の保存とされたい。  
それ以外のものについては、税関係で10年、7年というものもあると思われるので税務署等に確認願いたい。

### 13-8 予備費の表示

Q 資金収支計算書と事業活動収支計算書の双方に「予備費」があるが、同額にならなくてよいのか。

A 資金収支計算と事業活動収支計算の計算領域は、同一の部分もあれば異なる部分もある。例えば、設備関係支出は資金収支計算特有のもので、資金収支計算書の予備費の方が通常は多額となる。

例. 予備費を300万円計上し、消耗品に30万円、車両に200万円充当。

#### 《資金収支計算書》

科目	予 算	決 算	差 異
経費支出			
消耗品費支出	+ 300,000	+ 300,000	
設備関係支出			
車両支出	+ 2,000,000	+ 2,000,000	
(予 備 費)	( 2,300,000) 700,000		

注記：予備費を消耗品費支出に振替 30万円及び車両支出に振替 200万円

#### 《事業活動収支計算書》

科目	予 算	決 算	差 異
経費			
消耗品費	+ 300,000	+ 300,000	
(予 備 費)	( 300,000) 2,700,000		

(注) 予算の欄の予備費の項の( )内には、予備費の使用額を記載し、( )外には未使用額を記載すること。予備費の使用額は該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記すること。

注記：予備費を消耗品費に振替 30万円

### 【財産目録】

### 13-9 財産目録の基本財産の範囲

Q 財産目録の基本財産には、基本金組入れ対象となる「有形固定資産」以外に「その他の固定資産」も含まれるのか。

A 基本財産とは、私立学校法施行規則第3条第2項において「当該学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備またはこれらに要する資金をいう。」と定められている。また、基本金対象資産は、学校法人会計基準第30条第1項に定められている。基本財産と基本金対象資産を比べれば、大要において両者は一致しているが、決して両者は同一概念ではないことに留意すべきである。

## 【補正予算書】

### 13-10 補正予算書の作成

Q 預り保育の関係で人件費に200万円程度、当初予算と差額が生じた。この場合も補正予算書を作成し、提出するのか。

A 当初予算と差額が生じた場合は、原則として補正予算書を作成することとなるが、少額である場合(大科目で概ね100万円未満)は補正予算を組まなくてもやむを得ない。

### 13-11 補正予算書の送付時期

Q 去年11月に予算を補正したが、決算の報告と一緒に補正予算書を送付することによいか。

A 予算を補正した場合には、速やかに提出すること。この場合、理事会及び評議員会の議事録を添付すること。

<参考>平成28年度以後の監査報告書等における留意点について  
(平成28年3月28日学事第1567号)抜粋

「届け出られた収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること」

## 【その他】

### 13-12 3月31日が銀行休業日の借入金処理

Q 年度末(3月31日)が土曜日であるため、借入金の返済金の引き落としが4月2日となる。この場合、どのように処理したらよいか。

A 3月31日が返済約定日になっている借入金については、次のいずれの方法によっても処理することができる。ただし、いずれの方法をとるかにより財務計算書類に大きな影響がでるため、処理方法を注記表示すること。

- ① 実際の返済日に処理する。
- ② 3月31日に処理したものとみなして処理する。